

岩手県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による令和元年分の政治団体の収支に関する報告書について、次のとおり訂正の報告があった。

令和3年12月24日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

- 政治団体の名称 日本共産党盛岡地区委員会
- 収支報告書の要旨（令和2年岩手県選挙管理委員会告示第81号）の訂正の内容

(1) 訂正前

別記6 資産等の内訳

【定期分】

- 政党の支部

(2) 国会議員関係政治団体以外

項目別区分 取得の価額が100万円を超える動産					
整理番号	政治団体の名称	品目	数量	取得の価額 (単位：円)	取得年月日
71	日本共産党盛岡地区委員会	宣伝カー	1台	2,359,760	平成28年11月29日

(2) 訂正後

別記6 資産等の内訳

【定期分】

- 政党の支部

(2) 国会議員関係政治団体以外

項目別区分 取得の価額が100万円を超える動産					
整理番号	政治団体の名称	品目	数量	取得の価額 (単位：円)	取得年月日
71	日本共産党盛岡地区委員会	宣伝カー	1台	4,719,520	平成28年11月29日